

○静岡市葵区諸子沢地内地すべり防災対策に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

令和5年9月11日
規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、[静岡市附属機関設置条例\(平成30年静岡市条例第17号\)第2条第4項](#)の規定に基づき、静岡市葵区諸子沢地内で発生した大規模な地すべり(以下「地すべり」という。)の防災対策に係る臨時的事務を処理するための附属機関(以下「附属機関」という。)に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市葵区諸子沢地内地すべり防災対策委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地すべりの検証及び評価について調査審議すること。
- (2) 地すべりの効果的な防災対策について調査審議すること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地すべりの防災対策に関し、優れた識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年8月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和6年8月31日限り、その効力を失う。